

期中レビュー基準報告書第 2 号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
期中レビュー基準報告書第 2 号	期中レビュー基準報告書第 2 号
独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー 2024 年 3 月 28 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 3 月 18 日 改正 2026 年 3 月 18 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 45 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《 9. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告》 《(1) 期中レビュー報告書》 (省 略) 《⑦ 期中レビュー報告書日》(第 128 項参照) (省 略) A93. 国によっては、法令等によって、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断する責任を有する個人又は機関（例えば、取締役）が定められ、必要な承認プロセスが規定されている場合がある。その場合、当該承認に関する証拠を、期中レビュー報告書日以前の日付において入手することになり、当該日付が期中財務諸表の公表の承認日となる。 一方、承認プロセスが法令等によって規定されていない国もある。その場合、監査人は、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断する権限を有する特定の個人又は機関を識別するため、企業の経営と統治の構造を考慮して、企業が期中財務諸表の作成及び確定に当たって従う手続を検討することになる。 A94. <u>本報告書においては、認められた権限を持つ者が、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断し、当該期中財務諸表に対して責任を認めた日付は、期中財務諸表の公表の承認日となる。また、期中財務諸表の公表を予定しない場合は、期中財務諸表を作成する期中レビュー契約上の責任を果たしたことを確認した日（確認日）となる。これらの日付は、経営者が期中財務諸表を作成する責任を果たしたことを認めた日付と考えられることから、通常、経営者確認書の日</u>	独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー 2024 年 3 月 28 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 3 月 18 日 最終改正 2026 年 3 月 18 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 45 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《 9. 期中財務諸表に対する監査人の結論の形成と報告》 《(1) 期中レビュー報告書》 (省 略) 《⑦ 期中レビュー報告書日》(第 128 項参照) (省 略) A93. 国によっては、法令等によって、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断する責任を有する個人又は機関（例えば、取締役）が定められ、必要な承認プロセスが規定されている場合がある。その場合、当該承認に関する証拠を、期中レビュー報告書日以前の日付において入手することになり、当該日付が期中財務諸表の承認日となる。 一方、承認プロセスが法令等によって規定されていない国もある。その場合、監査人は、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断する権限を有する特定の個人又は機関を識別するため、企業の経営と統治の構造を考慮して、企業が期中財務諸表の作成及び確定に当たって従う手続を検討することになる。 A94. <u>我が国では、株主総会又は取締役会による期中財務諸表の最終承認が要求されていることがあるが、そのような最終承認は、監査人が期中財務諸表に対する結論を表明するために必要なものではない。本報告書においては、期中財務諸表の承認日は、経営者確認書において、認められた権限を持つ者が、関連する注記を含む全ての期中財務諸表が作成されたと判断し、当該期中財務諸表に対して責任を認めた日付をいう。</u>

改正案	現 行
付となる。 (省 略) 以 上 ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2024 年 9 月 26 日改正） （修正箇所：第 1 項及び A3 項） － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2025 年 3 月 18 日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 560「後発事象」（ 年 月 日改正） (省 略) 以 上	(省 略) 以 上 ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2024 年 9 月 26 日改正） （修正箇所：第 1 項及び A3 項） － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2025 年 3 月 18 日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 － 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正） (省 略) 以 上

以 上